

国連法務局の主要出版物について

クレックナー, シモーン・マリー

(Major Publications of the Office of Legal Affairs.

Simone-Marie Kleckner)

浜村小夜子 訳

はじめに

一昨年11月、広島大学図書館で行なわれました第12回国連寄託図書館会議では、これに先だつ6月、ブラッセルでの「国際機関のドキュメンテーションに関する第2回シンポジウム」の論文数点が取り上げられました。その1つ、ダグ・ハマーショルド図書館法律資料担当司書のクレックナーさんの標題の論文を、ここに紹介させていただきます。

*

普通の本の形で出版される法律関係の資料は、国連の法務局 (Office of Legal Affairs) を構成する以下の部門によって発行の運びとなる。即ち行政裁判所事務室、一般法務部、法典化部、国際商取引法支部である。これらの出版物は、年刊、定期、または不定期に刊行される。

これから主な出版物の各々を紹介することにしよう。

I 国際行政裁判所判決集

JUDGEMENTS OF THE UNITED NATIONS ADMINISTRATIVE TRIBUNAL. 1958-

Irregular

1. 1950年1月1日から、国連と専門機関（専属の裁判所のあるILOを除く）の職員の申立（雇用契約や任用条件の不履行に関する）を解決するために裁判所は活動を開始した。初めは、その判決は謄写刷でのみ刊行されていた。しかし1957年8月16日以降は、裁判所長官の要請を事務総長が承認して、普通の本（索引が付された）として印刷されるようになった。この本（索引付き）は、以後の判決の手引きになるよう、それまでの裁判の事例が調査しやすいように編輯されたものである。
2. 今まで5冊が刊行され、1号から166号までの判決集となっている。英語版・仏語版がある。167号から252号までの判決はまだ謄写刷のままで、1973年から1979年までを包含している。これから出版される6冊目は167号から230号までで、年代は1973年から1977年。
3. 各巻には、目次（判決のナンバーと当事者名）、判決文、判決で言及した規定や規則の本文、行政裁判所に関する書目、判

決への索引などが含まれている。この索引には一般の件名標目に関連の見出し語が付されている。

4. 謄写刷の判決集、各々は文書記号 AT/DEC/— をもち、日付、判決と事例のナンバー、当事者名、裁判所の構成が分るようになってい。印刷・出版されたものは、それぞれの判決ごとに、詳細な本文の前に、まず事実の要約と裁定とが掲載されている。

公聴会の速記録、各々は AT/PV/— といった文書記号をもち、謄写刷形態でのみ刊行されている。

II 国連諸機関の慣行集

REPERTORY OF PRACTICE OF UNITED NATIONS OR- GANS. 1955- Irregular

1. 1953年国際連合総会は *第6委員会 (*注: 総会の主要委員会、法律問題を担当) の要請に応じて、この慣行集の出版を承認した。この資料は国連のさまざまな機関が活動する際に適用される国連憲章の各条項をよりよく理解するため、また、憲章の改訂が(その109条に従って)検討される場合には、そのための参考資料となること、をめぐしている。

2. この慣行集は以下を要約し、掲載している。a) 主要な機関の最終決議、b) 代表者、報告者、また、その他の任にある人々によるステートメントまたは提言、c) 中間の決議、d) 補助機関の決議。したがってこの慣行集は実例となる決議、あるいは代表的な決議を選んで編集したもので、これらの決議は憲章の規定を実施したものの、規定を引用したものの、あるいはその決議が憲章に関連があることを意味してい

る。

3. 各条項の検討は以下の構成になっている。即ち、条項の本文、その注釈、その条項の適用頻度と範囲をきめたデータを示す概説、議事録の前後関係とある決議の提案を証明する慣行を分析・要約したもの、必要な場合には適切なドキュメントをリストした附属書。

殆ど運用されない条項については説明文の中で言及するにとどめている。

4. 慣行集の最初のセットは1954年8月31日までの慣行を包含しており、5冊本で、その1冊ずつが以下のように憲章の特定の条項にあてられている。

—1巻(1~22条) 国連の目的・メンバー・代表者・国連の諸機関・総会に関する部分。

—2巻(23~54条) 安保理・紛争の平和的解決・侵略行為・地域的取極めに関する部分。

—3巻(55~72条) 経済的及び社会的国際協力と経済・社会理事会に関連して。

—4巻(73~91条) 非自治地域・国際信託統治制度・信託統治理事会に関して。

—5巻(92~111条) 国際司法裁判所・事務局・雑則・憲章の改正。

これら1~5巻用の件名索引が、別冊で1975年に刊行された。これで検索すると、本の巻数でなく何条の条項かが分るようになってい。(*該当条項の何条という数字と、これを扱った慣行集の該当巻のパラグラフの数の組み合わせ)。[*は訳者の注。以下同じ]

5. その後の決議で、総会はこの慣行集の継続出版を要請し、結果として補遺3セットが以下の通り発行された。

—補遺1号 1954年9月1日から1956年8月31日までの資料を含み、1957年、全2

冊で発行。

一補遺 2号 1956年9月1日～1959年8月31日の資料を含み、1963年から1964年にわたって全3冊本で出版。

一補遺 3号 1959年9月1日～1966年8月31日の資料を含み、1971年から1973年までに全4冊本で出版。

これら補遺用の件名索引は、別冊で1979年に出版された。

6. 今計画されているのは補遺4号で、1966年9月1日～1969年12月31日の期間があてられ、2冊本で出される予定。その1巻は目下印刷の準備ができたところ。2巻は1980年10月には準備ができるであろうと思われる。補遺5号は1970年1月1日から1978年12月31日の期間を包含することになる。

7. 最初の5冊本、補遺1号、2号と補遺3号の第2巻は仏語でも出版。スペイン語版は最初の5冊とその索引、補遺1号の第1巻のみ。

安全保障理事会 慣行集 (Repertoire of the practice of the Security Council) は政治・安全保障理事会部で発行されているので、ここでは取り上げない。

III 国連法制シリーズ

UNITED NATIONS LEGISLATIVE SERIES. 1951- Irregular

1. このシリーズは、国際法委員会の勧告で国際公法を漸進的に発展させるため、その準備作業として始められたもので、国際法委員会が国際法典編纂のために検討する、特定の主題に関連する各国の法令、裁判所の判決、条約規定を集めている。国の

法令は国の慣行を反映しているので、それを集めることは、特定の主題について今後の法典化を導きだす一般原則を決定するために必要だと分ったからである。

2. 通常このシリーズの各巻はその第1部に以下のような各国の文書を収めている。即ち法律・制令・規則・通達・覚書・裁判所判決・外交通信等々で、それらは国連事務総長の要請に応じて各国政府から提供されたものである。そしてその第2部は多数国間、あるいは2国間の条約規定にあてられている。個々の巻が出版される場合、その取り扱い主題に関係なくシリーズ・ナンバーが順次に与えられる。

3. 今までに出版された19冊が扱った主題は以下の通り：

一外交官及び領事の特権と免除に関するもの2冊は、1958年と1963年に刊行。

一国際機関の法的地位及び特権と免除に関するもの2冊。1960年、1961年刊行。第1巻は一般的な国際機関の他に特に国連をとりあげており、第2巻は専門機関と他の政府間機関で、それらの本部協定、活動体制作りに関する協定、国連との間の、またそれぞれの国との間の特権と免除に関する協定、の問題にあてられている。

一1963年に出版された1冊は航行以外の目的で国際河川を利用する場合を取り上げている。これには河川を維持するための規定や、専門の委員会の設置が含まれている。

一海洋法に関連するさまざまな面：領海、大陸棚、接続水域、公海、漁業と海の生物資源の保存、船の国籍などに関する9冊本は、1951年から1977年までの期間にわたって出版された。

一1952年に発行された条約の締結に関する

1冊。

—1954年に発行された国籍と無国籍に関する法律についての2冊本。条約規定には、国籍に関する2国間の協定も、国際条約も、国籍に関する条約を含む平和条約も記録されている。

—一条約に関する国家継承、条約以外の事項に関する国家継承を扱った2冊本。これらは公の財産と負債・国籍・司法制度・あるいは行政上の問題に関することで、1968年と1977年に発行された。

4. このシリーズの非常に貴重な存在意義は、ある特定の主題について、法律関係の資料を1冊または数冊にまとめていることである。このシリーズがなければ、これらの資料は数えられない程多数の一次資料の中にばらばらに散らばったままの筈だから。

IV 国際法委員会年鑑

YEARBOOK OF THE INTERNATIONAL LAW COMMISSION. 1956— Annual

1. 国際法委員会はその7会期、1955年に総会に対して次のことを勧告した。即ち国際法に関する問題が広くゆき渡るようにするため同委員会の検討事項、会議の要約記録、特別報告は印刷すること、というのである。承認を得て、総会は事務総長に年刊で資料を出版するよう要請した。

2. 最初の7会期分の資料は前にさかのぼってまとめられ(1949～1955)、委員会に提出された言語のまま印刷されたが、要約記録は英語のみ。仏語・スペイン語両版は1956年に始まった。

3. 年鑑は1年分が2巻になっている。第1巻は会議の要約で、第2巻はその会期に

提出されたドキュメント(討議資料)—委員会から総会への年次報告をも含む—が掲載されている。ただしこの年鑑に再録されなかったドキュメントについてはチェック・リストが付されている。(*注: 1978年版からはその会期のドキュメント全部のチェック・リストとなる。)

ドキュメントは印刷される前にまず謄写刷の形で刊行され、その各々に文書記号(A/CN. 4/--または A/CN. 4/L. --, 注: Lは限定配布を示す)が付されている。そのナンバーは個々のドキュメントの主題と関係なく一連番号で次の年へ続いてゆく。

実際の会期とその資料の出版時期との間には普通2年のずれがある。

4. 今まで出版された29の年鑑には、委員会が関係したある特定の主題がどの部分に掲載されているかを探す索引がないので、ここでこれらの主題をリストして、それが取り扱われた年と最終結果、または現在の状態を書き出してみよう。もし最終テキストが年鑑に掲載されていない場合には、それが見られる資料への参照を付した。

5. 委員会が取り扱った国際公法の主題はアルファベット順で以下の通り。

a) 仲裁手続き: 1950～1952, 1956～1958
仲裁手続きのモデル草案, 年鑑 1958年版 2巻 12～15頁

○ Arbitral procedure: 1950-1952, 1956-1958

Model drafts in arbitral procedure, 1958 Yearbook Vol. II, p. 12-15

b) 侵略の定義: 1951

侵略の定義 (*A/Res. 3314 (XXIX)
*注: 総会29会期決議 3314, 1974年12月14日)

○ Definition of aggression: 1951

Definition of Aggression (A/Res. 3314 (XXIX), 14 December 1974)

c) 外交関係

- 外交関係と免除：1955, 1956, 1958
結果：外交関係に関するウィーン条約 1961年4月18日, 発効1964年4月24日 (*UNTS <国連条約集> 500巻95頁) 議定書 (同223頁と241頁) (*注：UNTS=United Nations Treaty Series)
- 領事関係と免除：1957, 1959~1961
結果：領事関係に関するウィーン条約 1963年4月24日, 発効1967年3月19日 (UNTS 596巻261頁) 議定書 (同469頁と487頁)
- アドホック外交：1960, 1962~1967
結果：特派使節に関する条約, ニューヨーク, 1969年12月16日未発効 (A/Res. 2530 (XXIV)) 1969年12月8日) 議定書 (A/Res. 2530 (XXIV))
- 国家と政府間機関との関係：1963, 1967~1971
結果：普遍的性格を有する国際機関との関係における国家代表に関するウィーン条約, 1975年3月14日発効せず (A/CONF. 67/16=*文書記号)
- 国際法の下で特別保護の資格を有する外交官等の保護と不可侵性の問題。1972年。
結果：外交官等保護の資格を有する人々に対する罪の防止と処罰に関する条約, ニューヨーク, 1973年12月14日, 発効1977年2月20日 (A/Res. 3166 (XXVIII)) 1973年12月14日
- 外交伝書使及び外交公使の地位に関する議定書作成についての提案：1977年検討中。

○ Diplomatic relations

- Diplomatic intercourse and immunities: 1955, 1956, 1958
Outcome: Vienna Convention on Diplomatic Relations, 18 April 1961 in force 24 April, 1964 (500 UNTS 95) with protocols (500 UNTS 223 and 500 UNTS 241)
- Consular intercourse and immunities: 1957, 1959-1961
Outcome: Vienna Convention on Consular Relations, 24 April 1963, in force 19 Mar., 1967 (596 UNTS 261) with protocols (596 UNTS 469, 596 UNTS 487)
- Ad hoc diplomacy: 1960, 1962-1967
Outcome: Convention on Special Missions, New York, 16 December 1969, not in force (A/Res. 2530 (XXIV)) 8 December 1969) with protocol. (A/Res. 2530 (XXIV))
- Relations between States and Intergovernmental Organizations: 1963, 1967-1971
Outcome: Vienna Convention on the Representation of States in their Relations with International Organizations of a Universal Character, 14 March 1975, not in force (A/CONF. 67/16)
- Question of protection and inviolability of diplomatic agents and other persons entitled to special protection under international law: 1972.
Outcome: Convention on the Prevention and Punishment of Crimes against Internationally Protected Persons including Diplomatic Agents, New York, 14 Dec 1973,

in force 20 Feb., 1977 (A/Res.
3166 (XXVIII)) 14 Dec., 1973.

—Proposal on the elaboration of a
protocol concerning the status of the
diplomatic courier and the diplomatic
bag not accompanied by diplomatic
courier: 1977. Under consideration.

d) 国際刑法

—ニュルンベルグ諸原則の定式化:

1949~1951

結果: “国連憲章とニュルンベルグ法
廷の判決とで承認された国際法の諸原
則”。年鑑1950年版2巻191~195頁

—国際刑事裁判管轄権問題: 1949~1950.
保留。

—人類の平和と安全に対する罪に関する
法典草案: 1950, 1951, 1954. この草
案は侵略の定義が定まるまでそのまま
におかれた。総会25会期の議題に含ま
れて、検討中。草案の本文は年鑑1951
年版2巻58~60頁。

○ International criminal law.

—Formulation of Nüremberg Princi-
ples: 1949-1951

Outcome: “Principles of Interna-
tional Law Recognized in the
Charter and the Judgement of the
Nüremberg Tribunal”. 1950 *Year-
book*, v. II, p. 191-195.

—Question of international criminal
jurisdiction: 1949-1950. Postponed.

—Draft code of Offences against the
Peace and Security of Mankind:
1950, 1951, 1954, (was postponed
until aggression would be defined)
Under consideration, included in the
agenda of the XXV GA session.
Text of Draft in 1951 *Yearbook*, v.

II, p. 58-60.

e) 国際水路

—国際水路に関する国際法の規則の漸進
的發展と法典化: 1971, 1973, 1974,
1976. 検討中。報告は年鑑1974年版2
巻2部33~365頁。標題“国際河川の
利用と使用に関する法律上の諸問題”。

○ International watercourses.

—Progressive development and codifi-
cation of the rules of international
law relating to international water-
courses: 1971, 1973, 1974, 1976.

Under consideration. A report is
in 1974 *Yearbook*, v. II, pt. 2,
p. 33-365, entitled “Legal problems
relating to the utilization and use of
international rivers”.

f) 海洋法: 1950~1956.

結果: 以下の4つの条約と議定書に1958
年4月29日ジュネーブで署名。

(1) 領海と接続水域に関する条約。発効
1964年9月10日 (UNTS 516巻205頁)

(2) 公海条約。発効1962年9月30日
(UNTS 450巻11頁)

(3) 漁業と海の生物資源の保存に関する
条約。発効1966年3月20日 (UNTS
559巻285頁)

(4) 大陸棚条約。発効1964年6月10日
(UNTS 499巻311頁)

(5) 紛争解決に関する選択議定書。発効
1962年9月30日 (UNTS 450巻169頁)

—歴史的湾を含む歴史的の水域の法制:
1960, 1962.

結果: 事務局による研究。年鑑1962年
版2巻1~26頁

○ Law of the sea: 1950-1956.

Outcome: four conventions and proto-
col were signed in Geneva on 29

April 1958 as follows:

- 1) Convention on the Territorial Sea and Contiguous Zone, in force 10 Sept., 1964 (516 UNTS 205)
 - 2) Convention on the High Seas, in force 30 Sept., 1962 (450 UNTS 11)
 - 3) Convention on Fishing and Conservation of Living Resources of the Seas, in force 20 March 1966 (55 UNTS 285)
 - 4) Convention on the Continental Shelf in force 10 June 1964 (499 UNTS 311)
 - 5) Optional Protocol concerning the Settlement of Disputes in force 30 Sept., 1962 (450 UNTS 169)
- Juridical regime of historic waters including historic bays: 1960, 1962. Outcome: Study by the Secretariat in 1962 *Yearbook*, v. II, p. 1-26
- g) 条約法: 1950~1954, 1956~1960, 1962~1966
- 結果: 条約法に関するウィーン条約。1969年5月23日。発効1980年1月27日。(A/CONF. 39/27)
- 国家と国際機関または国際機関相互間で締結される条約の問題: 1971~1977 検討中。
- Law of treaties: 1950-1954, 1955-1960, 1962-1966
- Outcome: Vienna Convention on the Law of Treaties, 23 May 1969, in force 27 January 1980 (A/CONF. 39/27)
- Questions of treaties concluded between States and international organizations or between two or more international organizations: 1971-

1977.

Under consideration.

- h) 最恵国条款: 1968~1970, 1972~1976 検討中。
- Most-favoured-nation clause: 1968-1970, 1972-1976. Under consideration.
- i) 諸国家の権利と義務: 1949
- 諸国家の権利と義務に関する宣言案は年鑑1949年版287頁に。保留。
- Rights and duties of States: 1949
- Draft Declaration on Rights and Duties of States in 1949 *Yearbook* 287. Postponed.
- j) 国家責任: 1954, 1956~1961, 1964, 1967, 1969~1972, 1976, 1977. 検討中。
- “国家責任: 不法行為免責状況としての‘不可抗力’と‘偶発事’”という標題の概説は1977年6月27日に発行された(ST/LEG/13)。
- State responsibility: 1954, 1956-1961, 1964, 1967, 1969-1972, 1976, 1977. Under consideration. A survey entitled “State responsibility: “force majeure” and “fortuitous event” as circumstances precluding wrongfulness,” was issued 27 June 1977 (ST/LEG/13)
- k) 国家継承と政府: 1962, 1963, 1968~1974, 1976, 1977.
- 条約に関する国家継承。
- 結果: 条約に関する国家継承ウィーン条約。1978年8月23日。発効せず。(A/CONF. 80/31)
- 条約以外の事柄に関する国家継承。検討中。
- Succession of States and Governments: 1962, 1963, 1966-1974, 1976, 1977

—Succession of States in respect of treaties.

Outcome: Vienna Convention on Succession of States in Respect of Treaties, 23 August 1978, not in force (A/CONF. 80/31)

—Succession of States in respect of matters other than treaties. Under consideration.

V 国連司法年報

UNITED NATIONS JURIDICAL YEARBOOK, 1963-Annual

1. 1959年総会は国連と政府間機関である専門機関に関連をもつ法律資料文書を取めた出版物の発行をきめた。
2. 最初の巻は試験的に2分冊で出版され、1962年の文書を集めており、文書記号はST/LEG/8である。それ以降の15巻迄は、包含する年代が1963年から1977年となっている。

各国政府や政府間機関により発行される法律関係文書は、あとで年報にくみ入れられる。普通、出版の時点とその出版物に割り当てた時期との間には、1年の遅れがある。それは膨大な文書を仏語、スペイン語、ロシア語に翻訳するためである。

3. 各巻は以下のように4部に分かれ、その中がまた章に分かれている。

第1部 国連と政府間機関の法的地位に関連した以下のものを含む：

(a) 法制のテキスト 例えば、法令・宣言・制令・通達・命令・布告・規則・決議・法定の規則等々で、政府が諸機関とそこに働く国際公務員に特権と免除を与える際に出

される。

(b) 条約規定 以下のさまざまな問題に関連して国連と加盟国との間で結ばれるもの。即ち会議または設備の創設、ユニセフの活動、運営上のまた技術上の援助、特別基金の設置、国連平和維持軍の常駐と関連要求等々。政府間機関と国との間の協定も規模は同様。

第1部は法制シリーズ中の国際機関の法的地位、特権と免除に関する巻 (ST/LEG/SER. B/10, 11) への年刊補遺となっている。またこの第1部は法律文書の関連部分を再録し、全文への参照を付し、なお、国連と専門機関双方の特権と免除に関する基本条約受諾の加盟国一年間を通じての一をリストしている。

第2部 国連と政府間機関の法律面での活動で以下を含む：

(a) 当該年の間の国連と政府間機関の法的活動の概観。

(b) これらの機関の提唱で締結された国際法に関する諸条約。重要な条約は全文をのせる。発効後に始めて発表される国連条約集の不備を補うために。

(c) 国連行政裁判所と国際労働機関行政裁判所の諸裁定。各事件の概要と裁定は当該年を通じて下された判決の一覧の中に含まれている。

国連事務局と政府間機関事務局の、他では発表されていない代表的な法律上の諸見解。それらは様々な事項に関するもの(例えばメンバーあるいはオブザーヴァーの地位、国の援助を受ける資格、傭兵に関する法政策等々)。

第3部 国連と政府間機関に関する裁判の判決で以下を含む：

(a) 国際司法裁判所の裁定と意見。

(b) 国連、関連政府間機関と、そこに勤務す

る国際公務員にとって重要な事柄についての各国裁判所の判決。その判決というのは、管轄権からの自由、費用の免除、国連平和維持軍の軍隊の法的地位等々に関するものである。各判決には事件の要約と裁判所の解釈、テキスト全文を掲載する資料への参照が付されている。

第4部 法律関係の書目。法務局の責任でダグ・ハマーショルド図書館により準備されている。この書目は司法年報のその巻がカバーしている年の間に、あるいはそれ以前に出版された論文、雑誌論文をリストしている。主題は一般的に言って国際機関、つまり国連諸機関、専門機関に関連している。そしてこれらにとって重要な国際法のテーマがとりあげられている。

4. この年報には包括的な索引がなく、それがこのすばらしいレファレンス・ツールの値打を下げている。

VI 国際仲裁裁判裁定集

REPORTS OF INTERNATIONAL ARBITRAL AWARDS. 1948- Irregular

1. 慣習国際法をもっとたやすく役立てられるようにするという目的で、総会の決定により、この仲裁裁判裁定集の編纂が1948年に始まった。

2. 最初の3巻は国際司法裁判所の登録所により準備された。その後国際法委員会の勧告に従って、1950年にその出版業務は法務局の法典化部に移った。

3. 裁定を出版する手続きは、まず政府が裁定の本文を提出するか、またはその本文の掲載資料を知らせるかである。結果として、この裁定集では、裁定は日付による年

代順にまとめられているのではなく、出版のため提出された順に掲載される。このことが、常設仲裁裁判所とその他の特設法廷により提出された裁定で、1902年から1920年までを包含するものが、何故、1920年から1941年に及ぶ裁定集の後に出版されたか、また1895年から1903年にわたって出された裁定が、1941年から1961年までをまとめたものの後につけ加えられたかの説明になっている。

4. 1980年現在、編集の概略は次の通り：

収録年代	巻数	裁定
1920~1941	I—III	国家間の紛争に関する特設法廷の判決。
	IV—VIII	一般あるいは特別請求委員会の決定。
1902~1920	IX—XI	常設仲裁裁判所と、ある特設法廷の判決。
1941~1961	XII—XIV	第二次大戦後の平和条約履行の決定。うちいくつかはリビアの国連裁判所で下されたもの。そして1つは郵便関係事項に関するもの。
1895~1903	XV	1902年以前の特設法廷の判決とアラスカの境界事件。
1962~1963	XVI	さまざまな調停委員会の決定。

5. 各巻は、事件発生の歴史的な背景について述べた説明文が特徴になっている。これらは条約の本文—これらの条約に基づいて委員会とか裁判所が機能してきている—の前にある。

事例は裁定の日付に従って年代順に並んでおり、申請者の名称から記述が始まって

いる。本文は原文の言語をもとに、英語かまたは仏語で発表されている。

各巻には問題になった条約や委員会に関する書目があり、索引もある。

6. このシリーズには包括的な索引がないので、簡単に前の裁定にさかのぼれない。そこで A. M. Stuyt の『国際仲裁裁定の概説 (Survey of International Arbitral Awards) 1794-1970』(1972年 Sijthoff 出版)を用いなければならない。これには RIAA の略称で、このシリーズにのっている裁定への参照がある。

7. 17巻、18巻が出版される予定。17巻はインドとパキスタンの間の Rann of Kutch 仲裁裁判 (1968) にあてられるであろう。一方18巻は英国とフランスの間の大陸棚の境界決定に関する1978年の仲裁裁判、アメリカとフランスの間の1946年の空輸協定に関する1978年の裁定、ヨーロッパ原子力共同体委員会と英国原子力公社の間の前者従業員への訴訟費用査定金額に関する1967年の事件を含むこととなる。この両巻共印刷中。

VII 国連国際商取引法委員会年鑑 UNITED NATIONS COMMISSION ON INTERNATIONAL TRADE LAW YEARBOOK. 1971- Annual

1. この年鑑の出版は1969年に承認された。丁度、委員会がその仕事をより広く知らせるために設置されて3年を経過した時期である。
2. 今までに8冊刊行されている。最初の巻は1968年から1970年までの3会期分、最新巻は1977年の10会期にあてられている。

通常、会期と出版との間には1、2年のずれがある。この年鑑には仏・スペイン・ロシア語版もある。

3. 各巻の内容は以下で構成されている：
 - a) 前会期の仕事に関する国連貿易開発会議や第6委員会のコメント、
 - b) 進行中の会期の研究活動や報告、そして
 - c) 委員会の仕事に関する書目と、この年鑑に再録されたドキュメント、されないドキュメント、双方のチェック・リスト。第1巻は委員会の創設に関するドキュメントも含む。
4. 年鑑の中には、普通のと少し違う文書記号のついたドキュメントもリストされているが、一般に配られているドキュメント (A/CN. 9/--) だけが再録されている。この記号のナンバーは主題に関係なく会期をおって出された順につけられてゆく。

会議の要約は年鑑には再録されないが、例外として、国際商品販売における規定(制限)条約に関する会議要録(議事概報)だけは、1973年の3巻の補遺として出版されている。

5. 包括的な索引はないが、関連主題がどこにのっているかを探し易くするために作成した下記のリストがある。それでこの委員会が調和と統一のために考えだした国際商取引法のさまざまな主題をまず知ることができる。このリストは主題毎にその検討がのっている年鑑の巻数を指示しており、最終的な結果や現在の状況が分るようになっている。最終テキストが年鑑にのっていない場合、他の掲載資料への参照がある。
6. 国際商取引法の以下の主題は、調和と統一のために検討を加えられた：
 - a) 通商上の仲裁：I, III, IV, VI, VII, VIII.

結果：国連国際商取引法委員会仲裁規則、1976年12月15日(国連総会公式記録31会

期、補遺17号(A/31/17)5章、c項、35頁)

b) 海運に関する国際法令：I—VII。

結果：商品の海上輸送に関する条約、ハンブルグ、1978年3月31日未発効(A/CONF.89/13)ハンブルグ規則として知られている。

c) 国際支払い

一流通証券

—為替手形と約束手形：I—V, VII。統一法、検討中。

—小切手：I, II, V, VI。統一規定、検討中。

—商品への保証：VI—VII。模範規則、検討中。この主題に関する国内法のリストは8巻219頁。

—銀行家の通商上の信用と銀行保証：I, VI。統一慣習と慣行、検討中。

d) 商品の国際販売

—タイム・リミットと制限(商品の国際販売分野での規定)：I—IIIと補遺。結果：商品の国際販売における制限期間に関する条約。1974年6月12日未発効((A/CONF.63/15)と5巻の209頁)。

—商品の国際販売と基準契約：I—VIII。結果：商品の国際販売契約に関する条約、ジュネーブ。1980年4月11日(A/CONF.97/18)

e) 国際商事取引における製造物責任：VI, VIII。法改正の提案、検討中。

f) 多国籍企業：VI。

多国籍企業委員会と密接に協力して、法律上の規定の一致をめざし、検討中。

VIII 国際商取引法に関する条約本

文その他の文書登録簿

REGISTER OF TEXTS OF CONVENTIONS AND OTHER INSTRUMENTS CONCERNING INTERNATIONAL TRADE LAW. 1971-1973.

1. 国連国際商取引法委員会の要請で、総会はこの登録簿の出版を承認した(1巻1969年、2巻1971年に)。これは国際商取引の主題に関する法律文書を編纂したもの。

2. 第1巻は商品販売と支払い分野の関連テキストを含む：

a) 商品の国際販売。

適用可能な統一法に関するハーグ諸条約、東ヨーロッパ経済相互援助会議(*CMEA=Council for Mutual Economic Assistance)のサービスと譲渡に関する一般規定、国際商業会議所の貿易条件に関する国際規則(Incoterms)、私法統一国際研究所とアメリカ大陸諸国間司法委員会の条約案。

b) 国際支払い。

i) 流通証券。為替手形と小切手に関するジュネーブ、ハーグ、モンテヴィデオ諸条約とアメリカ大陸諸国間開発銀行の統一法。

ii) 銀行家の通商上の信用。国際商業会議所(*ICC=International Chamber of Commerce)の統一慣習、慣行そして規則。

iii) 保証と担保。海事先取特権と担保抵当権、通商上の地上法、航空機及び内陸航行船舶での権利に関するブラッセル、ジュネーブ、モンテヴィデオ諸条約。

3. 第2巻は通商上の仲裁と海運の分野での関連テキストを含む：

a) 通商上の仲裁。ジュネーヴ、モンテヴィデオ、ニューヨーク、パリ、ワシントン諸条約；国際法協会、国際法研究所、アメリカ大陸諸国間法律家会議、アメリカ大陸諸国間司法委員会、私法統一国際研究所により公表された条約案；国際商業会議所、エカフェ、ヨーロッパ経済委員会、アメリカ大陸諸国間通商仲裁委員会から発表された統一規則。

b) 海運。船の抑留、船荷証券、海上での衝突、船主の責任、海事の先取特権と担保抵当権に関するブラッセル、モンテヴィデオ条約；国際法協会と国際海事委員会の統一規則；政府間海事協議機関 (*IMCO=Inter-governmental Maritime Consultative Organization)/ヨーロッパ経済委員会 (*ECE=Economic Commission for Europe) 合同輸送に関する条約案。

4. すべての文書に公式資料への参照があり、それぞれの巻が印刷された時点で判明している署名・批准・宣言の日付がついている。最終条約についてはテキスト全文がのっており、草案過程にあるものだけは要約になっている。

両巻とも仏、スペイン、ロシア語版もある。公式の翻訳がない場合には、非公式のものも再録された。

IX 事務総長が受理した多数国間条約集と附属書

MULTILATERAL TREATIES
IN RESPECT OF WHICH THE
SECRETARY-GENERAL PER-
FORMS DEPOSITARY FUNC-
TIONS AND ANNEX. 1968-
Annual

1. この出版物は初め国際連盟によって刊行されていたが、1949年に国連がひきついた。当時の文書記号は ST/LEG/3 であった。タイトルに多少の変更があった後、法律関係シリーズとして 1968 年に出版された。

2. 国連・専門機関・国際連盟の賛助を得て締結された多数国間条約のすべてについての情報が含まれている。国連憲章はアメリカ政府に寄託されているが、しばしばこれについて情報を得たいという要請があるので、この条約集に含まれている。

このシリーズは 2 つの要素からなりたっている。

a) 年毎に 1 冊にまとめて出版される本には、国連に登録された多数国間条約に関連する署名・批准・承認のリストがある。

b) 附属書はルーズ・リーフスタイルで、上記の本に含まれている殆どの条約の最終条項を再録している。

第 12 番目の版は 1978 年 12 月 31 日現在のデータを収めており、1979 年に出版された。各版はその前の版に取って代わるといふ出版形態である。

3. 年刊の 1 冊本は 2 部からなっている。第 1 部は 26 章あって、各章は署名の日付順に特定の主題に関連する協定をリストしている。第 2 部には国際連盟の下に締結され、事務総長が受理した多数国間条約がのっている。これらの条約は連盟の最終の出版物にのっていた順に記載されている。

4. 条約毎に、フルタイトル記載の後に、発効・登録の日付、ナンバー、国連条約集のどこにのっているか、などの情報がある。また条約集に発表されていない場合は、他の公式資料への参照がある。

国名は署名・批准・承認の日付と共にアルファベット順にリストされている。日付

について記号“A”は承諾を示し、記号“a”は承認を示す。(後者は正式の承諾で、最初の契約当事国と同じ地位をその国に与える。正式の承諾は批准と加入の意味があるから。そして加入は批准よりも軽くとられるが、実際には殆ど同じことである。) 国による条約の廃棄通告に関しては、国名は依然リストに残されているが、ただし署名の日付に角括弧がつけられる。

国によってつけられる宣言または条件の本文は、脚注に再録されるか、別の見出しの下にまとめたのせられている。

5. 附属書: 最終条項は、国々がある条約の当事国になり得るその方法を、暗に示すレファレンス・ツールとして役立つ。ルーズ・リーフ形式の目的は、新たに受理された多数国間条約の最終条項がたやすく繰り込めることである。

資料の並べ方は、前述の年刊の1冊本と同様。附属書からはずされているのは、未発効の条約の最終条項、GATTに関する条約、国際連盟関係の条約、また国連が創立される前の諸条約の最終条項である。

6. このシリーズは英語版と仏語版がある。年刊の13回目が印刷中(*もう手許に到着)。

初めて附属書の形で刊行された最終条項に、今までのところ10の補遺が追加されている。

X 条約及び国際協定説明書 STATEMENT OF TREATIES AND INTERNATIONAL AGREEMENTS. 1946- Monthly

1. 事務局に登録され、ファイルされ、記

録される国際協定の説明書は、憲章102条を実施するための規定に従って、月単位で発行されている。

最初の35の月刊分冊は、1946年から1949年までシリーズ記号なしで発行された。

2. 月刊の各号は2部にかかれ、それに附属部分がついている。第1部は職権上登録された国際協定をのせ、第2部はファイルされ、記録された国際協定、附属部分には批准・承認等々の状況に関する情報をのせている。

憲章の102条を実施するための規定によれば、(その規定は条約集の第1巻に発表されているが、その後44巻、76巻に修正部分が、859/860巻には殆ど全文が再発表されている。) 協定は以下の場合に職権上国連事務局に登録される。即ち国連がその条約の当事者である場合、その条約により国連に登録する権限を与えられた場合、国連が多数国間条約の受託者である場合、である。また協定は以下のものがファイルされ、記録される。即ち国連または専門機関により締結された協定、国連のメンバーであり、国連憲章の発効前にその当事国であった国により事務局に届出のあった協定で、しかも国際連盟の条約集に含まれていなかったもの、憲章の発効以前または以後に国連メンバー外の当事国により届け出られた協定。

3. この説明書は各条約や協定について次の様な情報を与えている。即ち、登録ナンバーまたは記録ナンバー(それぞれ別々にナンバーを与えている)・協定のタイトル・締結の日付・発効の日付とその方法・使用言語・登録またはファイリング申請者の名称と権限・正式手続の日付。

4. 1974年の4月以降の説明書は、コンピューターで作成されているもので、主題と

当事者名による索引が特徴になっている。
この索引は1975年から毎年累積されている。
累積索引はいつも12月号に収められる。

各号の本文は英語と仏語を併用している。

XI 国連条約集

UNITED NATIONS TREATY SERIES. 1947- Irregular

1. 国連憲章の102条に基づいて、総会第1会期に、国際連盟条約集(1922~1945)をひきついで、国連事務局がこのシリーズを出版することが承認された。

2. このシリーズの各巻には、各国や各国国際機関によりファイルされ、既に発効しており、国連事務局に登録されているすべての国際協定の本文と、その批准・承認・継続・廃棄通告等々の状況とがのっている。

本文は、締結された時の言語と(その言語が英語か仏語である場合を除き)必ず英語と仏語でも発表されている。

3. 索引は100巻毎に、最近では50巻毎に出されている。今までに11冊の索引が英語版と仏語版とで出ており、第741巻を含み(索引第11号は701巻から750巻にわたる)1970年の中頃までを包含している。

この索引の各巻には、署名の日付順である年代索引・一般国際協定用の年代索引・それに国名、機関名、大まかな件名によるアルファベット順索引がある。

4. このシリーズの出版がおくれているということはよく知られている事実である。その原因は、提出される文書の増大と、登録または記録の作業をこなす職員及び仏訳担当職員の不足である。

このことは一方に約260冊の未処理資料

を生みだし、他方に番号順を無視した出版作業をもたらした。これは仏訳の不要な巻が先に編集されたからである。従って、番号順にそろっていないために、索引もまた遅れるという結果となった。

5. 事務総長によってとられた対策は、条約課のポストをふやして事務処理能力を強化し、また憲章の102条を修正して、協定の中にはもう詳細には発表しない協定もあるようにした。それはどういう協定かと言えば、a) 援助や協力に関するもの、b) 会議やセミナーの構成に関するもの、あるいはc) 事務局で別に出版されるもの、である。

仏訳の問題も同様に解決された。

6. 従って、今普通1年間に出版される約40冊の、その各巻に2巻分の巻数を与えて1989年までには260冊の未処理資料をなくすことと、提出された原稿のすべてを再び番号順に処理することを計画しているのである。第885巻を含む、それまでの各巻は、すべて今、完成へのさまざまな編集過程にある。しかしその内の859/860巻から933/934巻までの間に、全部で21冊の巻数を2つもつ巻が出ることになるだろうと思われる。これは次の様な事実から分る。つまり、ヴェトナム平和協定を含む第935巻は出版をせきたてられて、他のものに発表された場合に比べて2年早い1977年には配布されたという事実と、協定の中のあるものは、もう詳細には発表されていないという事実からである。

7. 索引の編集責任を負っているダグ・ハマーショルド図書館は、仏語への翻訳作業の遅れによって起った障害がとり除かれて、現在は索引作業を促進する方法を見出しつつあるところ。

8. 1970年以後のこのシリーズのレファレ

ンス・ツールとして、Oceana から、1970年
から1974年の間をうめる索引 (*Vambery,
Joseph R. & Vambery, Rose V. Cumu-
lative list and index of treaties and in-
ternational agreements: Registered or
filed and recorded with the Secretariat
of the United Nations. Dec. 1969-Dec.
1974. 2 v. 1977.) が出版されている。その
後は前にあげた条約及び国際協定説明書の
年毎の索引を用いばよい。

条約課は、内部で利用するために国連条
約情報システム (SIONUT) を開発した。

9. このシステムによる電算化は、国際協

定に関するあらゆるデータ (本文そのもの
を除く) の蓄積と整理をやりやすくしてい
る。この SIONUT はニューヨークの本部
にある国連の IBM 電算機と結ばれてい
る。外部の潜在利用者がこのシステムを利
用するのはまだむづかしい。しかし、1979
年に始まったプログラムの変更で、数年の
内には、IBM の端末によって外部からの
要求に応じられるようになるだろう。そう
なれば各国政府や他の国際諸機関がごと
く直接情報を交換することも可能になる。

(はまむら・さよこ

東京大学附属図書館)

(51ページより続く)

さて、幣制が整備された明治以降になっ
ても難題なのは、外国通貨がいくらぐらい
だったかということである。主要国につい
ては、総合統計書の類に、外国為替相場が収
録されているからいいとして、それ以外の
国についてはデータが乏しくて苦勞する。
大蔵省告示の「外国貨幣日本銀貨比較表」
をまとめたデータが「内外貨幣度量衡比較

表」として、『通商彙纂』等に収録されて
いる。ただし、これも時期や国に限られて
いる。

いずれにしても、古いお金の価値を問う
レファレンスは、容易に答えられそうにみ
えながら、その都度異なるむづかしさがあ
る。

(経済社会課 相馬民子)